

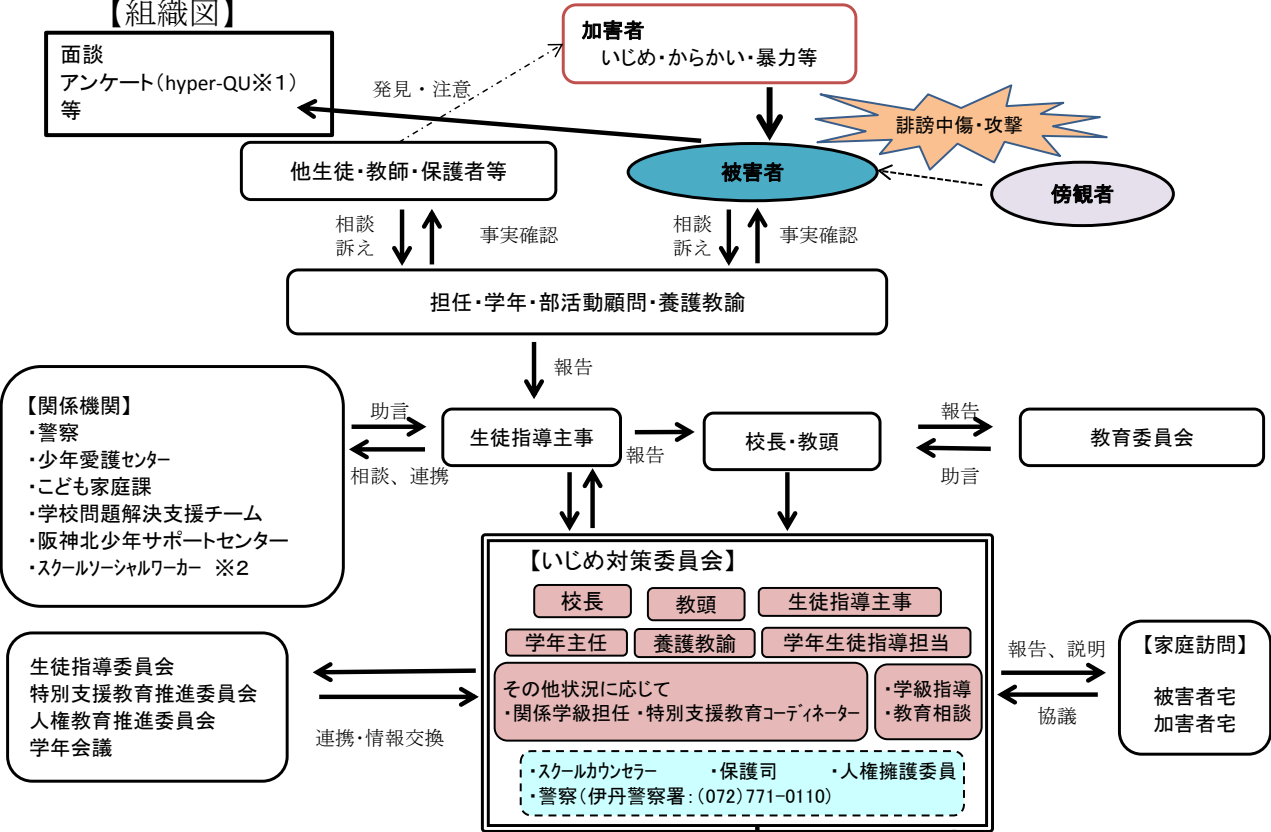
I 校内指導体制及び関係機関

いじめ問題の取組にあたっては、校長を中心に「いじめは決して許されない」「いじめを根絶する」という強い意志を持って取り組む。また、教職員一人ひとりが、いじめ問題を一人で抱え込むことなく、学校全体で組織としてその解決に取り組まなければならない。そのために「いじめ対策委員会」を設置し、早期発見にとどまらず、未然防止に向けた取り組みを進めていく。
 * 対応方法の詳細については、兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」(平成25年1月版)を参照

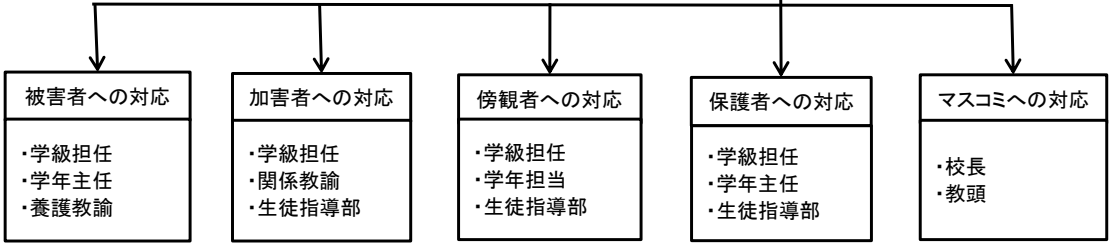
いじめ対策委員会は

- 校長、教頭及び生徒指導主事を中心に、学年主任、学年生徒指導担当、学級指導及び教育相談担当、養護教諭で編成する。(事案の状況に応じて、スクールカウンセラーや警察関係者などの外部人材や機関の協力を求める。)
- 特別支援教育推進委員会と連携し、事案解決後も継続的に指導及び支援のための個別指導を状況に応じて実施する。

【組織図】



※1 「hyper-QU」
 QUESTIONNAIRE-UTILITIES (楽しい学校生活を送るためのアンケート) の略。学級集団の状態や子ども一人ひとりの意欲・満足感などを質問紙により測定し、客観的なデータをもとに学級集団づくり及び個人指導に役立てる。
 ※2 「スクールソーシャルワーカー」
 福祉機関等の関係機関や家庭や友人関係への働きかけ・連絡調整を行ったり、児童生徒や保護者の相談に応じるなどの支援を行う専門家。



継続的指導
 ・教育相談 ・経過観察 ・保護者連絡 ・医療発達相談

教職員研修・マニュアル見直し

再発防止・未然防止

教職員が、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気づくりに努め、校内組織が有効に機能し、様々な問題に対応できる体制を整える。また、生徒と向き合う時間を確保し、教職員と生徒が心を通わせ、互いに信頼し合える学校づくりを推進する。